

勸奨退職に関する調査結果(神奈川県市町村職員退職手当組合加盟自治体(17))

自治体	勸奨又は早期退職に関する規則・規定・要綱等(内規も含む)	<input type="checkbox"/> 勸奨退職制度 <input type="checkbox"/> 早期退職制度 <input type="checkbox"/> その他	本人(職員)申出の可否	制度利用者最終決定者	手当支給の適用(注1)	制度適用開始年齢又は勤続期間	実運用要綱差異(注2)
1 海老名市	海老名市勸奨退職実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	勤続25年以上かつ50歳以上	
2 伊勢原市	伊勢原市職員勸奨退職実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	勤続25年以上かつ50歳以上	
3 南足柄市	南足柄市職員勸奨退職実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	50歳	
4 中井町	中井町職員勸奨退職に関する要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条第1項	15年以上勤続かつ40歳以上	
5 寒川町	寒川町職員の勸奨退職に関する規程	勸奨退職制度	否	首長	第4条、第5条、第5条の3	勤続15年以上かつ50歳以上(※1)	
6 葉山町	葉山町職員の勸奨退職に関する要綱要綱の運用に関する内規	勸奨退職制度	可	首長/本人(*1)	第5条の3	勤続25年以上かつ50歳以上	最終決定者
7 大磯町	大磯町職員の退職勸奨に関する要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	勤続25年以上かつ50歳以上	
8 箱根町	箱根町職員の退職の勸奨に関する要綱	勸奨退職制度	可	首長	指定無し(*2)	勤続15年以上かつ45歳以上	
9 二宮町	二宮町職員勸奨退職実施要綱(*7)	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	勤続25年以上かつ50歳以上	
10 松田町	松田町職員勸奨退職に関する要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3		
11 山北町	山北町職員勸奨退職実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条の3	50歳	
12 真鶴町	制度なし						
13 湯河原町	湯河原町職員の勸奨退職に関する規程	勸奨退職制度	否	本人	第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項	年齢、勤続期間の定めなし(*4)	
14 愛川町	愛川町職員勸奨退職実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第4条、第5条、第5条の3(*6)	勤続20年以上かつ45歳以上	
15 大井町	1月25日現在未回答						
16 開成町	開成町職員勸奨退職に関する要綱	勸奨退職制度	可	首長	第3条-第5条の2, 附則第2項及び第3項	勤続20年以上かつ50歳以上	
17 清川村	清川村職員勸奨退職制度実施要綱	勸奨退職制度	可	首長	第5条第1項、3項	勤続20年以上かつ50歳以上	

注1: 神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の適用条項

注2: 要綱に定めていない実運用の可能性大

*1: 葉山町: 要綱上は、首長が最終決定者となっていますが、内規の第4条において勸奨退職が認められない理由を申出者本人がやむを得ないとして承諾した場合と規定していることから、制度を利用したい旨、申し出があった場合は勸奨退職として扱わざるを得ない状況になっているところですが、したがって勸奨退職制度とも早期退職制度とも捉えられる状況となっています。

*2: 箱根町: 適用条例については、当町に独自の制度はありません。他市町村と同様、神奈川県市町村職員退職手当組合支給条例に則り支給され

*3: 寒川町: 勤続15年以上25年未満の場合は、上乘せ分の支給はありません

*4: 人事管理上の要請により、任命権者が勸奨退職の必要があると認める者

*5: 欠番

*6: 附則第9項並びに同条例の一部を改正する条例(昭和58年組合条例第1号。)附則第2項及び第3項

*7: H26.02.12電話確認、最終決定者は首長に変更。

て

ます。